

事務連絡
令和7年10月29日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）食品衛生主管課 御中

消費者庁食品衛生基準審査課
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

「器具及び容器包装の試験法に関するQ＆Aについて」の一部訂正について

「器具及び容器包装の試験法に関するQ＆Aについて」（令和7年9月4日付け消費者庁食品衛生基準審査課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）をお示ししてきたところですが、その内容の一部に誤りがあったことから、下記のとおり訂正いたします。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

記

正	誤
記	記
問 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）における器具及び容器包装の試験法に係る改正事項（総溶出物規格の導入、 <u>食品疑似溶媒</u> の変更、酸性溶液のpH域の変更及び試験溶液の調製における温度の変更（95℃から90℃への変更）等）について、当該告示の施行前又は経過措置期間中に改正前の試験法により試験を行った器具及び容器包装については経過措置期間後に改正後	問 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）における器具及び容器包装の試験法に係る改正事項（総溶出物規格の導入、 <u>食品疑似溶媒</u> の変更、酸性溶液のpH域の変更及び試験溶液の調製における温度の変更（95℃から90℃への変更）等）について、当該告示の施行前又は経過措置期間中に改正前の試験法により試験を行った器具及び容器包装については経過措置期間後に改正後

の試験法により改めて試験を行う必要はないと解してよいか。	の試験法により改めて試験を行う必要はないと解してよいか。
(答) (略) ※このQ & Aにおける「同様のもの」とは、施行日より前又は経過措置期間中に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている<u>器具又は容器包装に使用されていた物質</u>をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。	(答) (略) ※このQ & Aにおける「同様のもの」とは、施行日より前又は経過措置期間中に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている<u>器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）</u>をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。

以上